平成２２年（フ）第４５５号
北海道千歳市柏陽１丁目６番地の７
債務者　櫻田　夕佳
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４９９号
札幌市東区北８条東19丁目２番15―905号
債務者　續木　淳一
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５０６号
札幌市西区山の手２条４丁目３番16号　コーポ宝栄203号
債務者　渡辺　清司
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１１号
北海道岩見沢市ふじ町１条７丁目２番２号
債務者　菊池　秀樹
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第１２号
北海道岩見沢市緑が丘６丁目330番地11
緑ヶ丘マンション２階
債務者　榊　さおり
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第３０号
北海道岩見沢市５条東４丁目７番地２
債務者　長尾　里香
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２１年（フ）第２８６号
千葉県東金市田間937番地12
債務者　深山　淑子
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第２２号
千葉県山武郡大網白里町大網5739番地４
債務者　下町　六枝
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２１年（フ）第６９８号
新潟県新潟市秋葉区新栄町32番19号
債務者　遠山日出夫
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６９９号
新潟県新潟市秋葉区車場５丁目４―26、住民票上の住所新潟県新潟市秋葉区新栄町32番19号
債務者　遠山　邦枝
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６５号
岐阜県関市上白金678番地２　セレッソ21―302
債務者　酒井　裕美（旧姓増井）
1　決定年月日時　平成22年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第７０号
岐阜市則武西１丁目12番５号　エル則武Ｂ―203号室
債務者　古谷まゆみ
1　決定年月日時　平成22年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第７４号
岐阜県関市桜台３丁目12番６号
債務者　白石　正雄
1　決定年月日時　平成22年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第３４５号
名古屋市瑞穂区釜塚町２丁目11番地
債務者　森　　雅美
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３２号
愛知県丹羽郡大口町丸１丁目２番地16
債務者　多久和明美（旧姓小原）
1　決定年月日時　平成22年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第６号
京都府福知山市字正明寺30番地の48
債務者　荒川　眞吾
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２１年（フ）第９３５９号
大阪府東大阪市大蓮東５丁目１番３号　平沼方、事業所所在地大阪府八尾市本町７―７―18　コスモプラザ八尾１―Ｂ号室
債務者　はやりうたこと　姫次　和枝
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部